

秋田県不動産会館建設積立資金及び減価償却引当資金取扱規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下「**本会**」という。）の有する秋田県不動産会館（以下「**会館**」という。）の大規模修繕、建て替え、営繕及び附属設備更新のための資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第 2 条 本会は、特定資産として、秋田県不動産会館建設積立資金及び減価償却引当資金を設けることができる。

2. 秋田県不動産会館建設積立資金は、会館の大規模修繕及び建て替えのための資金であり、また、減価償却引当資金は、会館の営繕及び附属設備更新のための資金として、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 3 項第 3 号に規定する特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金とする。

(積 立)

第 3 条 秋田県不動産会館建設積立資金及び減価償却引当資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

(積立限度額)

第 4 条 秋田県不動産会館建設積立資金の積立限度額は 2 億円、減価償却引当資金の積立限度額は 2 千万円とし、それぞれ当該金額を超えて積み立てることはできない。

2. 前項の積立限度額の算定根拠は、秋田県不動産会館の建て替え及び修繕等に要する最低限度額として、令和 3 年 4 月に算定した概算建物再調達価額等とする。

(運 用)

第 5 条 秋田県不動産会館建設積立資金及び減価償却引当資金の運用対象は、金融機関の預貯金とする。

2. 前項の資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(運 用 益)

第 6 条 前条の資金から生ずる運用益については、流動資産に振替し、運転資金に充当するものとする。

(取 崩)

第 7 条 秋田県不動産会館建設積立資金は、会館の大規模修繕及び建て替えをする場合、また、減価償却引当資金は、会館の営繕及び附属設備を更新する場合以外の目的で取り崩すことはできない。

2. 秋田県不動産会館建設積立資金及び減価償却引当資産の取り崩しは、その理由を付して理事会の承認を得なければならない。前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合、又は積立限度額及び積立期間の変更等についても同様とする。

(備 置)

第8条 この規程及び第4条第2項に規定する算定根拠の写しは、本会の主たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変 更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。
2. 令和3年4月23日 一部改正 同年3月31日施行（第4条）
3. 令和3年4月23日 一部改正 同年4月1日施行（第6条）
4. 令和4年12月22日一部改正 同日施行（第7条第2項）